

## 保育所職員の配置基準改善、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育施設では、感染防止対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われているが、保育士等の精神的・肉体的な負担は大きく、保育士不足に拍車をかけている。これらを改善し、質を確保した保育の受け皿を増やすためには職員の増員と処遇の改善が急務である。

国において「新子育て安心プラン」が示され、待機児童がいる自治体限定であるが、保育所において「各クラスで常勤保育士1名必須配置」であったところを、短時間パート保育士だけで担当できるとする緩和がなされたところである。

また、小学校においては、2021年度より順次35人学級（一般的には25人前後の学級が増える）が実現することになり、さらなる少人数学級の推進が課題になっている。にもかかわらず、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は72年間変わらないままであり、改善の検討も必要とされているところである。

コロナ禍のなかで、保育所の重要性はいっそう明らかになり、職員の増員とともに、その職責に応じた処遇改善がなされるべきであり、国による措置が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

保育所等の職員配置基準の改善を検討するとともに、保育に従事する職員はその職責に相応しい待遇改善など必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年（令和3年）6月23日

高砂市議会